

「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」の設置について

令和7年4月3日、米国において日本を含む各国から輸入される自動車に対する25%の追加関税が発動されたことを受け、これにより影響を受ける中小企業の方々を対象に、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」が以下の各機関に設置されました。

本会においても、影響を受ける県内中小企業・小規模事業者の実態の把握、並びに支援策等の情報提供を行ってまいりますので、情報等がございましたらお寄せくださるようお願いいたします。

<相談窓口設置機関>

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、よろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地域本部及び各地方経済産業局

<関連サイト>

■経済産業省：

米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて経済産業省に「米国関税対策本部」を設置するとともに、短期の対応として、特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施します

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250403001/20250403001.html>

栃木県中小企業団体中央会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央 3-1-4 栃木県産業会館 3 階

TEL : 028-635-2300(代) / FAX : 028-635-2302